

なすしおばら

広報

3.5
2008
No.77



日本の文化を子どもたちに伝承

2月6日(水)、鍋掛小学校5・6年生を対象に、日本に昔からある文化を子どもたちに正しく伝えたいと、伝承文化塾主催による「伝承文化ふれあい教室」が開かれました。

児童たちは琴、尺八、日本舞踊の3班に分かれて真剣な面持ちで体験活動を実施したあと、合同発表として下級生に活動の成果を披露しました。

CONTENTS [もくじ]

- 市の組織が変わります…………… 2 p
- ごみ処理計画のパブリックコメント… 6 p
- 小・中学生に関する意識調査結果… 10 p
- タウンピックアップ…………… 12 p
- くらしの情報…………… 14 p
- マナビィの伝言板…………… 18 p
- イベント情報…………… 22 p
- ちょっと発見…………… 24 p



4月1日から市の組織機構が変わります

部	課	係	電話 0287
企画部	企画情報課	企画政策係	(62)7106
		情報推進係	(62)7150
	秘書課	秘書係	(62)7108
		広報広聴係	(62)7109
	市民協働推進課	地域活動支援係	(62)7151
		男女共同参画係	(62)7019
統計係		(62)7105	
総務部	総務課	行政係	(62)7111
		人事研修係	(62)7176
		給与厚生係	(62)7112
	財政課	財政係	(62)7118
		管財係	(62)7117
	契約検査課	契約係	(62)7114
		検査係	(62)7115
	課税課	税制係	(62)7179
		市民税係	(62)7121
		国民健康保険税係	(62)7120
		資産税土地係	(62)7122
	資産税家屋係		
	収税課	徴収担当	(62)7190
収納係		(62)7123	
生活環境部	環境管理課	環境企画係	(62)7193
		環境衛生係	(62)7142
	環境対策課	公害対策係	(62)7141
	廃棄物対策室		(62)7144
	生活課	生活安全係	(62)7127
消費生活係		(62)7126	
保健福祉部	社会福祉課	社会福祉係	(62)7135
		障害福祉係	(62)7026
		保護係	(62)7136
	子ども課	保育係	(62)7042
		児童家庭係	(62)7138
	※ 子育て相談センター		(64)3724
	高齢福祉課	高齢福祉係	(62)7137
		介護管理係	(62)7191
		介護認定係	(62)7113
	保健課	国民健康保険係	(62)7129
医療給付係		(62)7143	
保健事業係		(62)7128	
国民年金係		(62)7130	
※	黒磯保健センター(西那須野保健センター)	健康増進担当	(63)1100
市民課	市民係	(62)7132	
	戸籍係	(62)7133	

※の部署は、別の建物になります。

今回は、各庁舎の配置をお知らせします。
 次回は、業務内容と連絡先などをお知らせします。




問い合わせ 総合政策室 ☎ 0287(62)7151

本庁舎(黒磯)

変更となる組織

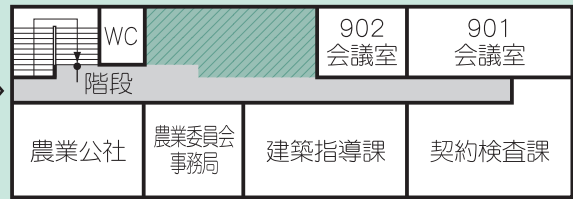
部	課	係	電話 0287
産業観光部	農務畜産課	農業振興係	(62)7147
		畜産振興係	(62)7149
	農林整備課	農村整備係	(62)7152
		林務係	(62)7148
	商工観光課	地籍調査係	(62)7161
		商工係	(62)7154
建設部	都市計画課	観光係	(62)7156
		都市計画係	(62)7159
	都市整備課	開発指導係	(62)7048
		都市整備係	(62)7160
		住宅係	(62)7162
		建築係	(62)7178
	道路課	管理係	(62)7164
		維持係	(62)7165
		建設係	(62)7166
		用地係	(62)7049
		河川係	(62)7082
	建築指導課	指導係	(62)7169
		審査係	(62)7174
	※区画整理課	管理係	(65)1111
	事業係		
	会計課	歳入係	(62)7172
		歳出係	
議会事務局	議事課	庶務係	(62)7181
		議事調査係	
選挙管理委員会事務局	選挙係	(62)7183	
監査委員事務局	監査係		
固定資産評価審査委員会			
公平委員会			
農業委員会事務局	農地係	(62)7186	
	農政係	(62)7185	
上下水道部	黒磯事業所	(62)7175	

※の部署は、別の建物になります。

-  配置変更になったところ
-  通路
-  書庫、物置、湯沸し室などの事務用スペース

東庁舎 2階

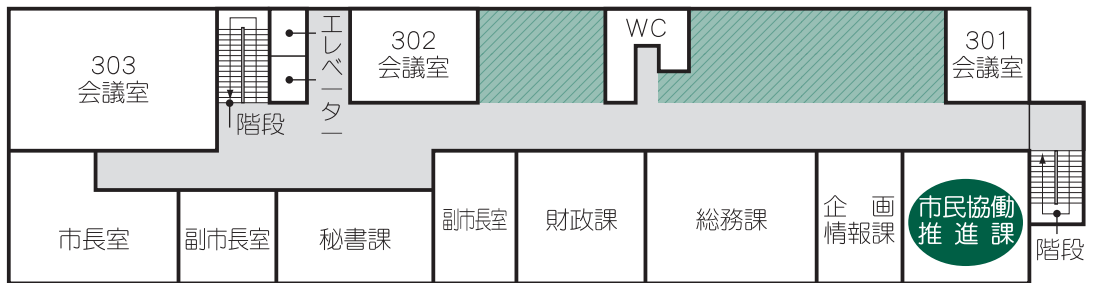
1階入口から



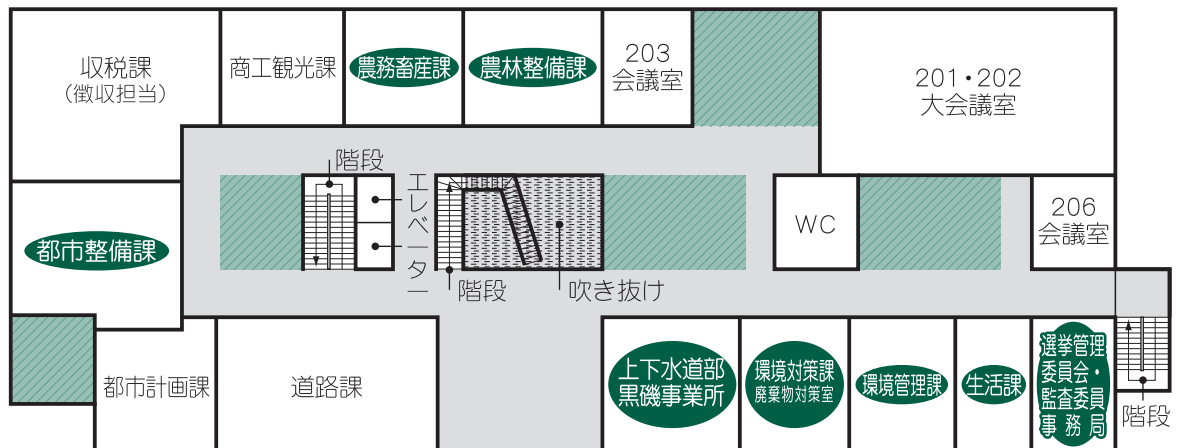
4階



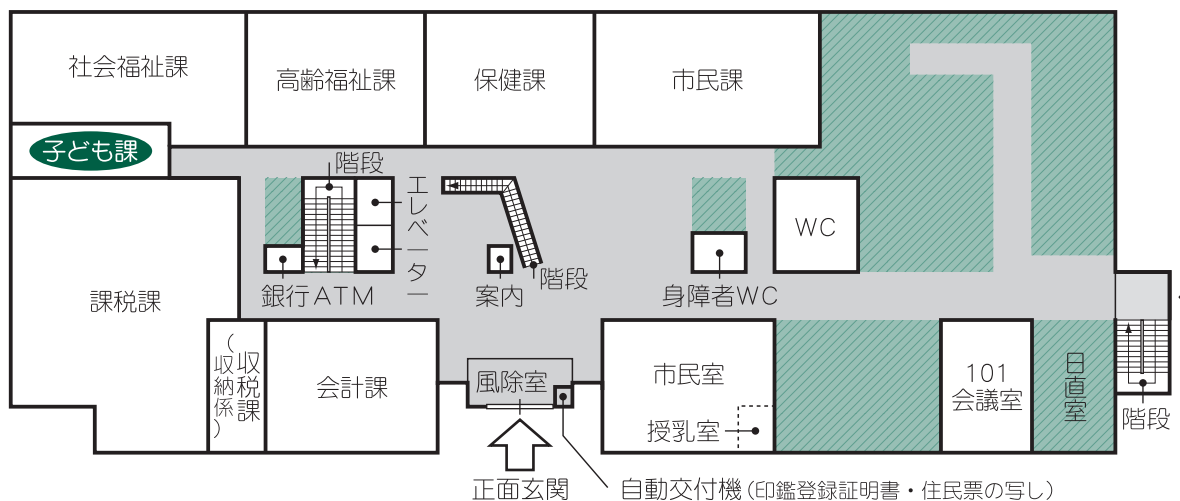
3階




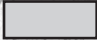


2階



1階



西那須野庁舎

-  配置変更になったところ
-  通路
-  書庫、物置、湯沸し室などの事務用スペース
-  変更となる組織

課	係	電話 0287
教育部		
教育総務課	総務係	(37)5231
	施設係	(37)5275
学校教育課	学校支援係	(37)5289
	学校指導係	(37)5349
生涯学習課	生涯学習係	(37)5364
	文化振興係	(37)5419
	青少年係	(37)5925
スポーツ振興課	スポーツ振興係	(37)5439
	管理係	
上下水道部		
水道管理課	経営係	(37)5199
	企画係	(37)5145
水道施設課	水道建設係	(37)5109
	浄水係	(37)5217
	給水係	(37)5213
	普及係	(37)5110
管理係		
下水道課	下水道建設係	(37)5921
	※施設係	(64)1161

課	係	電話 0287
企画情報課	情報管理係	(37)6253
総務税務課	総務係	(37)5105
	税務係	(37)5101
保健福祉課	社会福祉係	(37)6231
	高齢福祉係	
	国民健康保険係	(37)5103
	国民年金係	
市民生活課	市民戸籍係	(37)5102
	生活環境係	(37)5104
産業観光課	農林係	(37)6259
	商工観光係	(37)5107
	まちづくり推進係	(37)5112
市街地整備係		
建設課	道路係	(37)5111
会計課西那須野分室	会計係	(36)8319

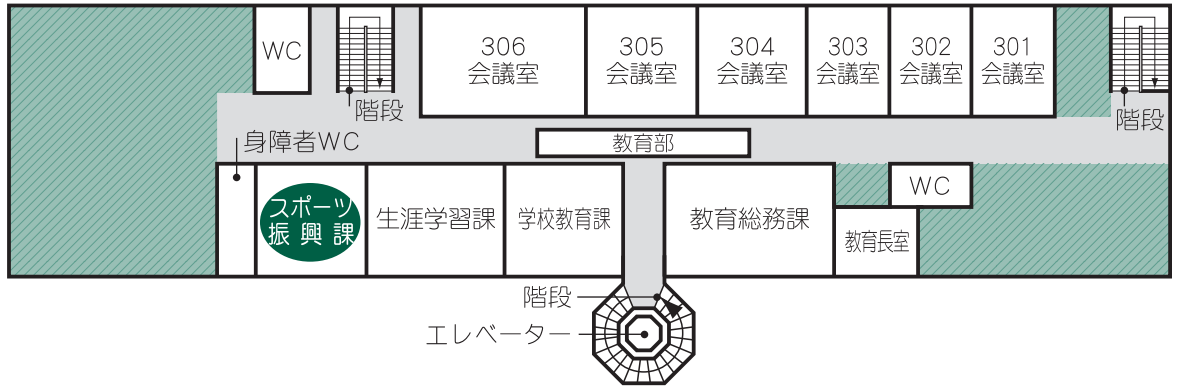
※の部署は、別の建物になります。

塩原庁舎

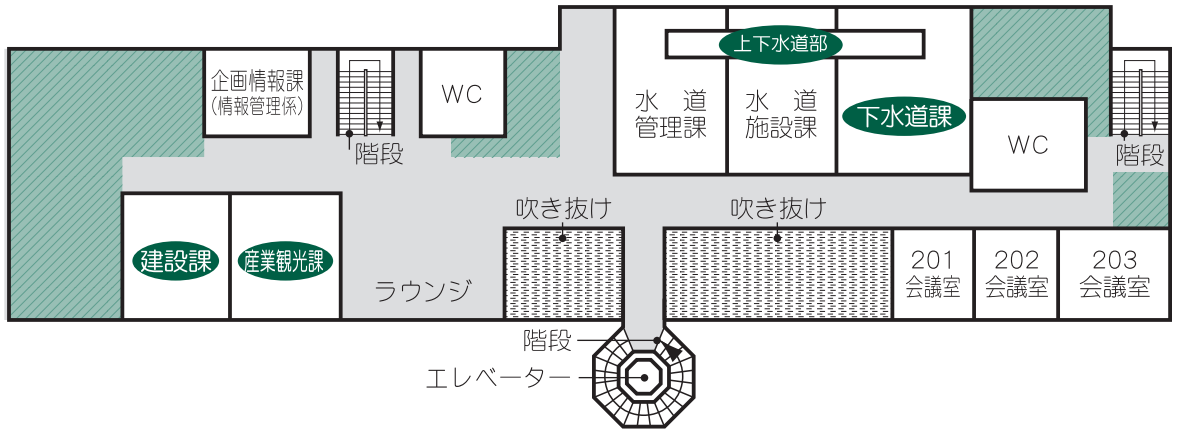
課	係	電話 0287
総務税務課	総務係	(32)2911
	税務係	
※箒根出張所	庶務・住民係	(35)2511
市民福祉課	福祉係	(32)2988
	市民国保係	
産業観光建設課	生活環境係	(32)2914
	農林係	
	観光商工係	
	観光施設係	
建設係		
会計課塩原分室	会計係	(32)2903
塩原公民館	活動振興係	(32)3812
塩原図書館もみじ分室		
上下水道部塩原事業所		(32)2522

※の部署は、別の建物になります。

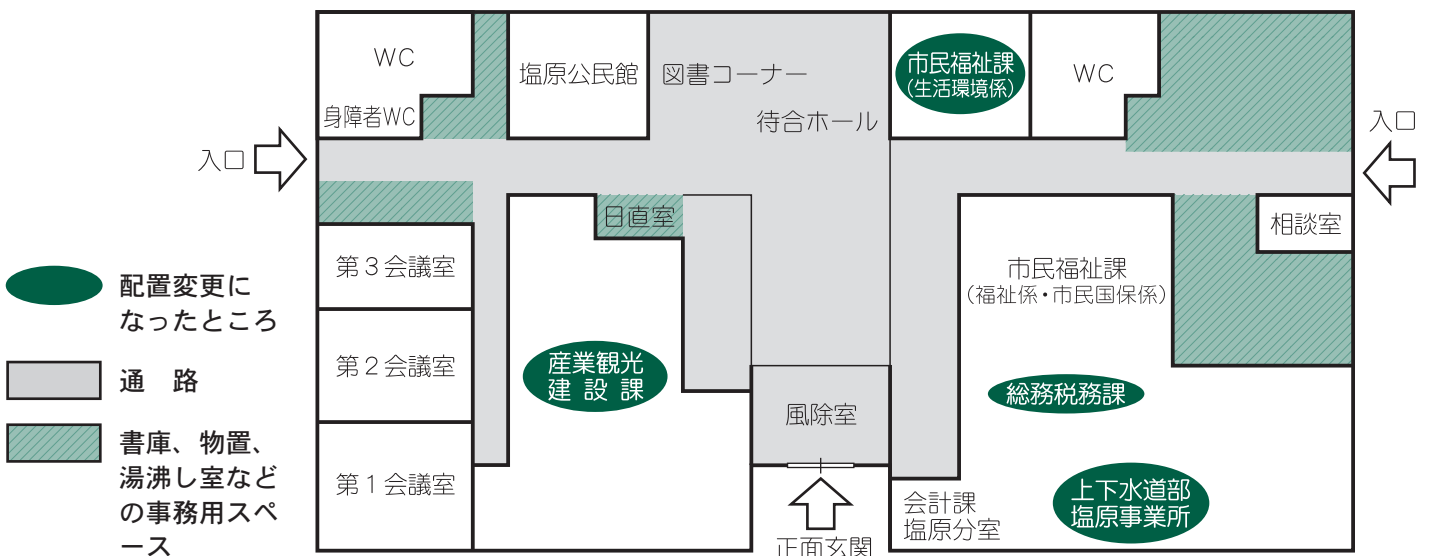
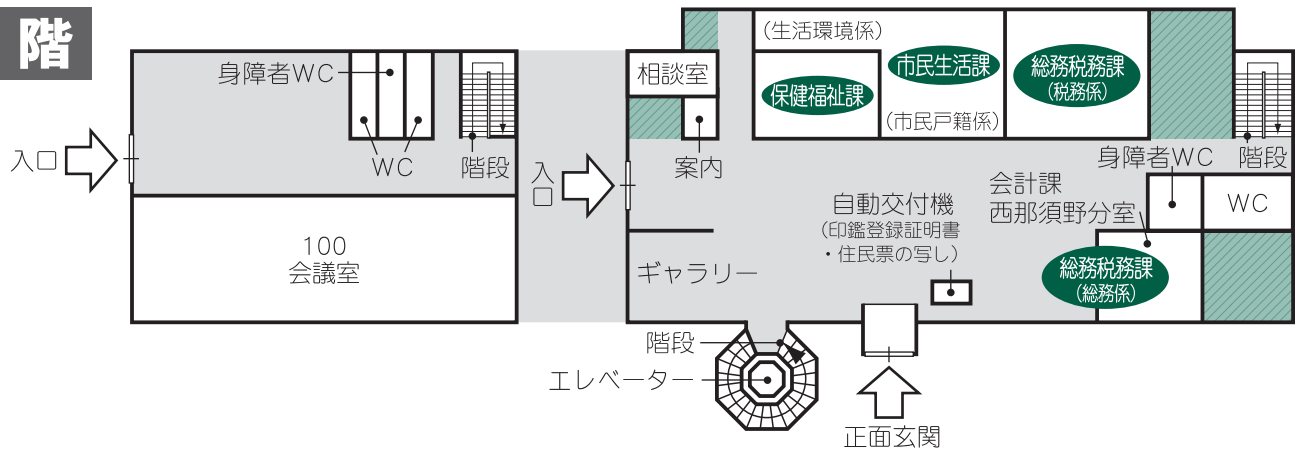
3階



2階



1階



- 配置変更になったところ
- 通路
- 書庫、物置、湯沸し室などの事務用スペース

ごみの分別・収集を定める 新しいごみ処理計画(原案)の パブリックコメント実施

—紙面の都合上、内容の一部を掲載します—

計画の背景と目的

平成21年4月から新しいごみ処理施設の稼働が予定されており、那須塩原市のごみを一カ所で処理できることとなります。





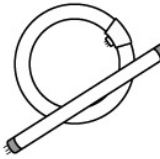
そのため、現在のごみ分別や収集の方法を見直す、新しい那須塩原市のごみ処理計画の検討を行ってきました。

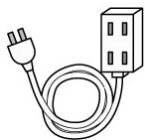

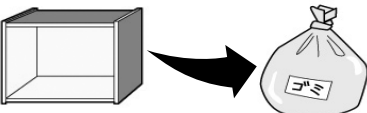

市民生活が豊かになるにつれ、ごみは質的に多様化するとともにその量も増加し、那須塩原市においても増加傾向にあります。

従来のごみ処理は、排出されたごみを適正に処理し、埋め立ててきましたが、近年は、天然資源の枯渇や地球温暖化防止から、ごみそのものの発生・排出を抑制するとともに、いかに資源として有効に活用していくか、「循環型社会の構築」に向けた対策が必要になってきました。

今回のパブリックコメントは、『新しいごみ処理計画(原案)』により分別・収集に対する市の方針を市民の皆さんにお知らせして意見をいただき、より良い分別・収集を実施していきたいと考え、行うものです。

新しい分別区分

資 源 物	新聞紙・折込チラシ	折込チラシは、新聞紙と一緒にしばって出してください。
	ダンボール	しばって出してください。
	紙パック	 このリサイクルマークがあるものを対象とします。
	雑誌・その他の紙	雑誌類・書籍・菓子箱・コピー用紙  このリサイクルマークがある紙は「その他の紙」になります。お菓子の箱や小さい紙は紙袋に入れて外に出ないようにしばって出してください。 
	ペットボトル	キャップ、ラベルは「可燃ごみ」で出してください。
	白色トレイ 発泡スチロール	ステーションでの収集はしません。各支所や公民館に回収ボックスを設置して拠点回収、または店頭回収を利用してください。 ※店頭回収 お店の回収ボックスに持っていく(お店が行っている回収) ※拠点回収 公共施設に設置する回収ボックスに持っていく(市が行っている回収)
	缶 類	ジュース・酒類、缶詰缶  このリサイクルマークがある缶詰の缶やペットフードの缶は缶類として収集します。
	び ん	ジュース・酒類、食品類の容器
	蛍光灯	直管、丸型、電球型の蛍光灯  ステーションでの収集はしません。各支所や公民館に回収ボックスを設置して収集する拠点回収、または店頭回収を利用してください。蛍光灯は、ガラスを資源化し有害な水銀を空中に飛散することを防ぐため、できるだけ割らずに出してください。
	乾電池	乾電池・リチウム電池・ボタン電池

資源物	その他の資源	電気コード類  電気湯沸かし器のコードなどの電化製品で、本体と電源コードが分離できるもの。スピーカーコードなどの被服銅線を「その他の資源」という区分を設け、新たに収集することにしました。本体と電源コードを分離することが困難な場合は、本体と一緒に出してください。
	不燃ごみ	傘・陶磁器・ガラス・小型家電など 水銀を使用した体温計・温度計は、小袋に入れてから不燃ごみの袋に入れてください。  穴を開けて中身を出す。
粗大ごみ	家具・大型家電 粗大ごみは、直接施設に運ぶか電話予約により市が自宅まで取りに伺います。直接運んだ場合は10kg当たり100円、市が自宅まで取りに伺う場合は、1回5,000円くらいの手数料徴収を予定しています。  市が指定する、市販の30ℓに相当する袋に入れて、しばることができない物は粗大ごみになります。	
可燃ごみ	生ごみ、資源化できない物で大部分が可燃性の物、資源にならない紙（汚れた紙や表面が加工された紙、臭いがある紙）プラスチック類などが可燃ごみになります。 プラスチック類は、今回建設する施設が焼却する時に出る熱を利用して発電するサーマルリサイクルをするため可燃物としました。  剪定枝は、長さ50cmくらいに切り、片手で持てるくらいの量をしばって出してください。	
市では処理しないもの	処理不適物…バイク、消火器、バッテリー	
	特定家電製品…テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機	
	指定再資源化製品…パソコン、小型2次電池	

新しい収集計画の方針

A地区

	月	火	水	木	金
1週目	可燃ごみ	ペットボトル	新聞紙 ダンボール	可燃ごみ	その他の資源 不燃ごみ
2週目	可燃ごみ	缶類	紙パック 雑誌・その他 の紙	可燃ごみ	びん 乾電池

収集は、祝日に関係なく月曜から金曜まで行います。効率的なごみ処理を行うためにA地区とB地区の2つに分け、最も多い「可燃ごみ」を週2回とし、その他はパッカー車を原則とするため混載を避け、単一の品目を収集します。

B地区

	月	火	水	木	金
1週目	ペットボトル	可燃ごみ	新聞紙 ダンボール	その他の資源 不燃ごみ	可燃ごみ
2週目	缶類	可燃ごみ	紙パック 雑誌・その他 の紙	びん 乾電池	可燃ごみ

2週間てひとまわりするパターンとなるため、前月の第1週と第2週が入れ替わることがあります。市民の皆さんが混乱しないよう、1年間のごみ出しカレンダーを作成して配布します。

家庭系ごみの有料化について

家庭系ごみ有料化の定義と制度の導入時期

家庭系ごみ有料化とは、日常生活に伴って家庭から発生するごみを処理するための費用の一部を排出する市民自身が手数料として負担する制度のことをいいます。

この有料化となる「有料指定ごみ袋制度」を平成21年4月から導入します。

また、家庭系ごみを直接清掃センターに持ち込んだ場合、現在は無料ですが、事業系ごみと同じく重さに応じた処理手数料が必要になります。事業系のごみは、今回指定する袋を使用することはできません。直接清掃センターに持ち込んでください。

有料化の対象となるごみ

今回有料とするのは、家庭系ごみの内「可燃ごみ」と「不燃ごみ」とします。

市民の皆さんは「可燃ごみ」や「不燃ごみ」を出す場合に、市が指定した有料指定ごみ袋を購入し、使用しなければなりません。

資源物は対象外とします。資源物は、新聞の文字が読める程度の透明の袋であれば、市販の袋やレジ袋でも良いとします。

有料化の目的

■ごみ処理費用の公平化

家庭系ごみの収集・処理は、税金を財源とすることが、今まででは公平な負担になっていないと考えられてきました。

しかし、リサイクルシステムが進むにつれ個々の家庭では、マイバッグを使いレジ袋を受け取らないようにする人、生ごみ処理機を購入して生ごみを家庭で処理する人、分別を徹底している人など、ごみの減量・資源化に努力している人がいる一方で、まったくごみの減量・資源化に無関心な市民がいることも事実です。そのため、ごみの減量・資源化に努力している人とそうでない人では、手間や費用に差が生じている実態があります。

そこで、ごみ処理費用の財源は、税を基本にしながらも収集・処理費の一部についてごみの減量に努力している人には負担を小さく、そうでない人には一定の負担を求める

ことが公平化を図ることになると考えられます。

■ごみ減量、資源化への意識付け

市民のごみ減量意識やごみ問題への関心が高いにもかかわらず減量が進まないのは、ごみ処理経費の認識が十分なされていないことに一因があります。

市民が費用の一部を直接負担することで、これまで税金で賄われていたごみ処理費を明確にでき、このことによりごみの減量やリサイクルの推進を図るものです。

■ごみの分別徹底

ごみが増えれば使用する袋がたくさん必要になり、負担が増えることとなります。

そこで、商品購入時にごみになるものを避けるため、マイバッグ利用・簡易包装や詰替商品の選択・無駄な消費を回避するなどによりごみの減量につながります。

また、資源物は「有料指定ごみ袋」ではなく、新聞の文字が読める程度の透明の袋で良いとすることで、資源物を分別すれば手数料の少ない袋に入れることができるため分別の徹底が図られることとなります。

■予定している袋の大きさと価格

可燃ごみ	大(45ℓ相当)	中(30ℓ相当)	小(20ℓ相当)
	50円	30円	20円
不燃ごみ	大(30ℓ相当)	小(20ℓ相当)	
	30円	20円	

- ・可燃ごみは、現在使用されている袋で使用頻度が多い45ℓ相当のものを「大」とし、このほか「中」と「小」の3種類とします。
- ・不燃ごみは、一度に排出する量が少ないため30ℓと20ℓの2種類とします。

■県内の状況（平成17年度版 とちぎの廃棄物から）

県内では現在5市、8町でごみ袋が指定され有料となっています。足利市が平成20年4月から燃やすごみ45ℓ/60円、20ℓ/30円、10ℓ/15円の有料化を予定しています。

(とちぎの廃棄物から抜粋)

鹿沼市	燃やすごみ	40ℓ/40円	20ℓ/20円	10ℓ/10円
矢板市	可燃ごみ	40ℓ/40円	20ℓ/20円	10ℓ/10円
さくら市	可燃ごみ	40ℓ/40円	20ℓ/20円	10ℓ/10円
茂木町	可燃ごみ	45ℓ/50円	衣類布類	45ℓ/10円
益子町	可燃ごみ	45ℓ/50円	衣類布類	45ℓ/10円

結果として、最終処分場の延命やごみ処理費用の削減が図られ、地球温暖化防止にもつながります。

有料化の方式

ごみ袋の有料化には、各世帯に一定枚数を無料で配った後それを超えたごみ袋から有料とする「超過量従量制」と単純に1枚目から有料となる「単純従量制」、一定枚数までは割安で一定量を超えると高くなる「二段階従量制」などがあります。

那須塩原市では「単純従量制」を採用することとしました。

その理由は、①「超過量従量制」や「二段階従量制」で、無料とする枚数や割安とする枚数の基準を決める場合に、幼児がいる、要介護の高齢者がいる、家族が何人かなど、家族構成の状況で出るごみの量が違うことから基準設定が困難であること。②各世帯に指定ごみ袋を配布する場合、アパートに居住していて自治会に加入していない、住所が那須塩原市以外にあるなど、間違いない方法で全市民に配布することが困難であり、不正が起きる可能性もあること。

③一定量を無料とした場合、無料の袋を使用している間はごみ減量の意識が薄れてしまうこと。

今回の有料指定ごみ袋制度を実施する目的は、ごみ処理費用に対する公平性の確保とごみの減量や資源化の向上にあります。

このようなことから、公平性が確保され、単純にごみの排出量に応じて負担が増減するため分かりやすい制度であり、ごみ減量・資源化の向上に直接動議付けができる「単純従量制」を採用することとしました。

免除

- 震災、風水害などの天災により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けた場合
- 公共のために市内の清掃活動を行った場合
- その他市長が特別の理由があると認める場合

有料指定ごみ袋の収入

有料指定袋により得た収入は、ごみの減量や資源化のための事業に優先的に使用します。

パブリックコメント意見提出方法

意見を提出できる人

- 市内在住、在勤、在学のおおむねに該当する人
- 市内に事務所、事業所を有する人または法人
- 本案件に利害関係を有する人

募集期間

平成20年3月5日(水)から平成20年4月3日(木)まで

提出方法

- 様式は自由ですが、意見書には必ず住所・氏名(団体名など)、電話番号を明記してください。記載がない場合は、受け付けできないことがあります。
- 住所が那須塩原市以外の人是在勤、在学、事務所、事業所を有することまたは本案件に利害関係を有する理由を明記してください。
- 電話による意見の受け付けは行いません。
- 個人情報、公表しません。また、目的以外には使用しません。
- 提出された意見書は返却できません。

提出先

直接意見書を提出する場合は、次の窓口へ提出してください。

提出場所

本庁(黒磯)環境課/西那須野支所生活環境課/塩原支所生活環境課/箒根出張所

時間

月曜～金曜の午前8時30分～午後5時30分

郵送する場合の送り先

〒325-8501 住所 共墾社108-2 那須塩原市役所 環境課 廃棄物処理計画担当
 ● ファックスで提出する場合 0287(63)2493
 ● 電子メールで提出する場合 k-kankyou@city.nasushiobara.lg.jp

詳しい「新しいごみ処理計画案」が閲覧できる場所

場所

本庁(黒磯)環境課/西那須野支所生活環境課/塩原支所生活環境課/箒根出張所/各地区の公民館

市のホームページでも見ることが出来ます。

時間

月曜～金曜の午前8時30分～午後5時30分

意見の公表

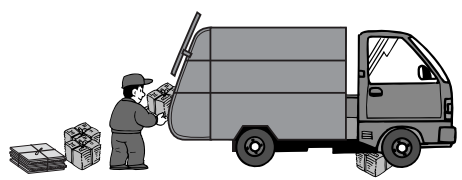
提出された意見は、内容を整理した上で、担当課窓口や「広報なすしおばら」、ホームページで公表します。

ただし、今回のパブリックコメントは「新しいごみ処理計画(原案)」に関する意見を求めています。賛否だけを示した意見や今回の計画に直接関係がない意見に市の考え方は示しません。

問い合わせ

本環境課

☎0287(62)7301



小・中学生に関する意識調査を実施しました

市教育委員会では、市内の小学3年生から中学3年生までの児童生徒や、その保護者を対象に、児童生徒の学習に対する意識や取組状況、学校や家庭での生活状況などに関して意識調査を行いました。

問い合わせ
学校教育課

☎0287(37)5349

これらは、各学校の教育活動に役立てたり、市教育委員会が推進する「人づくり教育」に関係する事業を充実させたりするために行ったものです。この調査の結果から特徴的なものを紹介します。



調査実施期間

平成19年10月11日(木)～24日(水)の2週間

調査人数

延べ14,000人

調査対象・回答者数・回答率

小・中学生の部	7,929人	94.3%
小学3年生	1,180人	97.8%
小学4年生	1,175人	97.2%
小学5年生	1,178人	96.5%
小学6年生	1,174人	97.5%
中学1年生	1,063人	89.3%
中学2年生	1,043人	88.9%
中学3年生	1,116人	92.4%
保護者の部	6,016人	82.4%

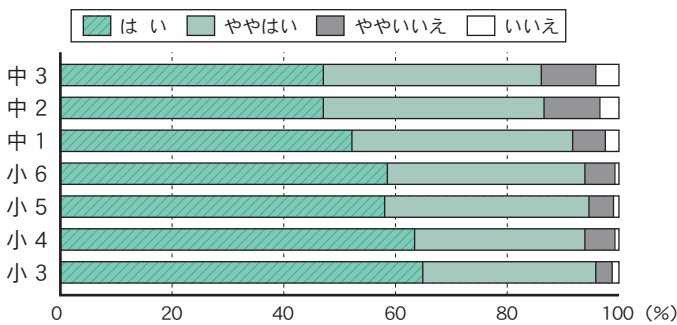
小・中学生の部の特徴

子どもたちは、「友だちがいるから」学校は楽しい！

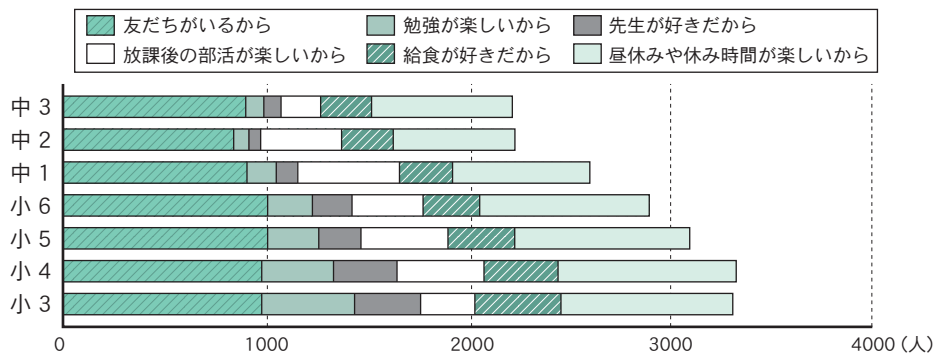
「友だち」の存在や「昼休みや休み時間」の生活から、本市の多くの子どもたちは、学校生活は楽しいと思っています。

しかし、学年が進むに連れて、学校生活を嫌だと感じたり、休みたいと思ったりする割合が増加し、学校が楽しいと思う割合は減少しています。

●学校生活は楽しいか？



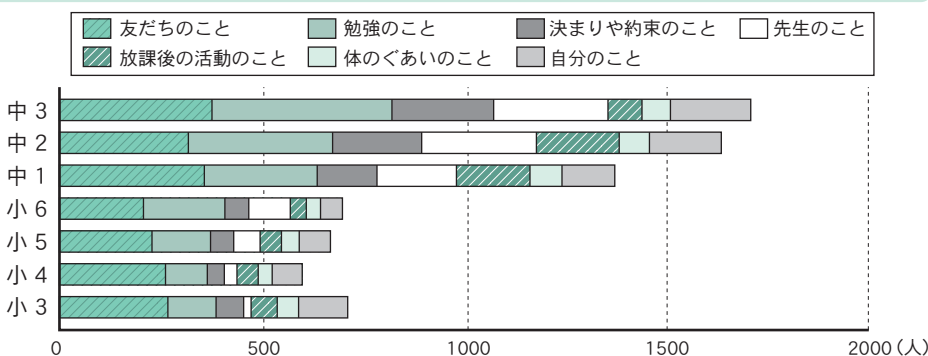
●学校が楽しい理由 (※複数回答)



中学生になると、友だちや勉強などで、学校で嫌だと感じるが増える！

中学生になっても「友だちや「昼休みや休み時間」の生活は楽しい」と答えています。

●学校で嫌だと感じる理由 (※複数回答)



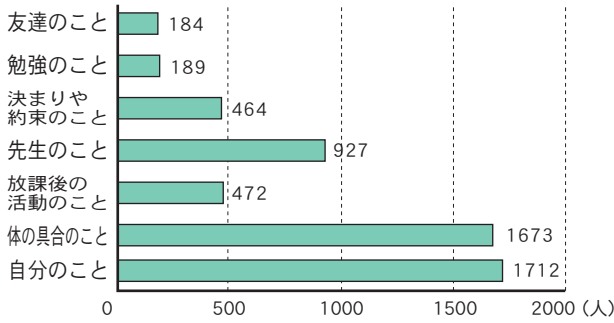
しかし、学年が上がるに連れて、「学校で嫌だと感じる」子どもは、小学生の2倍以上に増えていきます。その増加の理由としては「友だちのこと」「勉強のこと」、「自分のこと」が挙げられます。

親と子どもでは、学校が嫌だと感じる理由に認識の違いが見られる

90%を超える多くの保護者は、子どもたちは学校生活が楽しく元気に登校していると思っています。

しかし、時には学校で嫌だと感じることもあり、保護者は、その主な理由として友だちや勉強が原因と感じています。子どもたちが「自分のこと」を大きな原因の一つと考えるのに対して、その認識に違いが見られました。

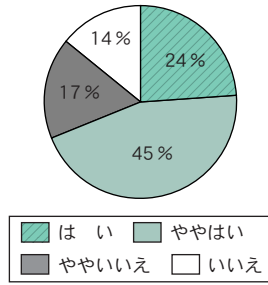
●学校で嫌だと感じることもあるようだ



約7割の家庭で子育てに悩みを感じている、ほとんどの人はよその人に注意してもらいたい

約7割の保護者は、「子育ての悩みを感じている」という結果が得られました。

●子育ての悩みをもっているか



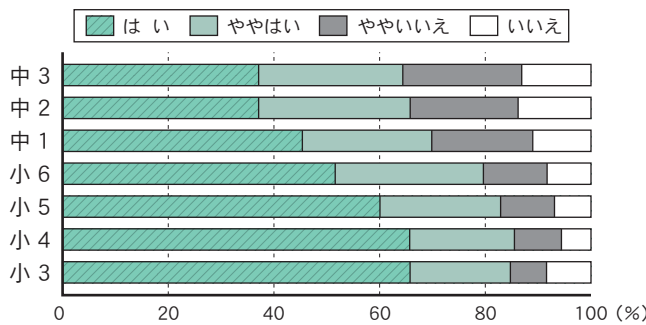
また、95%以上の保護者が自分の子が悪いことをしたときには、よその人からも注意してほしいと答えています。その他、家庭内でのコミュニケーションについてはおおむねよく図られていましたので、さらに自分の子どもだけでなく、よその子どもも区別なく気になったら声をかけたり注意したりしてほしいと思います。

終わりに 小学3・4年生ごろから中学生にかけて、子どもたちは心身共に大きく成長していきます。これからも家庭と地域が一体となり、将来を担う子どもたちが、心豊かでたくましく成長するため、手を携えていきましょう。

将来の夢や希望を持たせ、自分自身を好きにさせよう！

将来の「夢や希望」を持つことや、「自分が好きだと思おう」割合は、学年が上がるにつれて急激に下がっています。

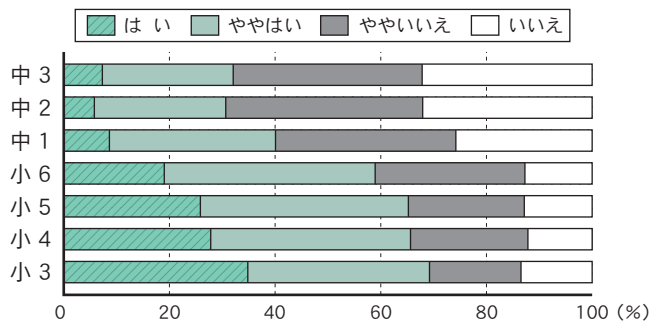
●将来の夢や目標がある



夢や希望を持っている人は、学校生活が楽しかったり、自



●自分のことが好き

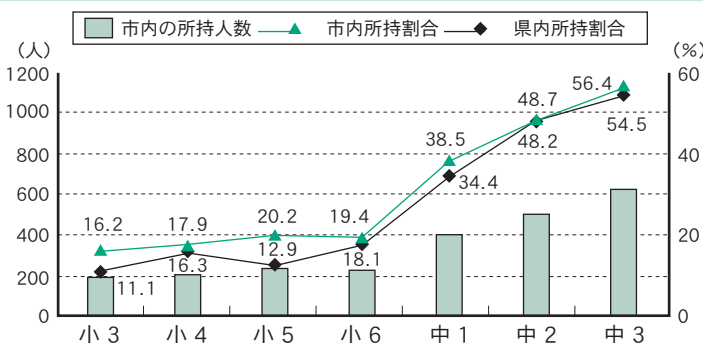


分を好きになったりしていません。特に、自分に好意や自信を持つことは、小学生と中学生とは大きな変化が見られ、中学生では約3人に2人が否定的な見方をしています。

携帯電話の所持率は、2割から6割へ！県平均よりやや高い子どもたち

携帯電話の所持率は、小学生までは2割程度で一定な

●自分用の携帯電話を持っていますか？



に対し、中学生から急激に増加し、中学3年生では6割近くになります。昨今、携帯電話のメールによるひぼう中傷やインターネットトラブルの増加が社会問題になっています。学校や家庭で、それらの使い方やルールなど、情報モラルの指導が一層大切になります。